小学校 図画工作 授業。基本

学習指導要領等に基づいた授業のために

令和3年3月 奈良県教育委員会事務局学校教育課

小学校 図画工作授業の基本 学習指導要領等に基づいた授業のために

はじめに

改訂された学習指導要領が平成 29 年に告示され、令和 2 年度から小学校で全面実施となりました。この機会に、図画工作の授業を学習指導要領等と照らし合わせながら確認することは、児童の学びを確実なものにする指導と評価につながると考えます。全ての教科等を一人の教員が担当する、小学校の学級担任制において、校内で連携・協力し、教員集団としてより効果的な指導を行うことが必要になります。図画工作の題材は無数にあり、指導方法も様々ですが、教科の本質に迫るためには基本的な内容を十分に理解した上で授業を組み立てなければなりません。一人で多様な題材の授業づくりを進めることは実際的ではありません。

今回、「授業の基本」という形で図画工作の授業の要点を簡略にまとめました。全ての内容を網羅するものではありませんが、一人でも多くの先生方に御覧いただき、図画工作の授業についての共通理解が深まることを願います。

概要について

全体を5つの確認事項としてまとめました。授業の計画・実施・評価を進めていく際に特に意識すべき点です。その都度、確認できるように項目ごとに、質問形式で示しています。

- ■学習指導要領等の確認
- ■学習指導計画等の確認
- ■学習内容等の確認
- ■学習評価等の確認
- ■教科書・教材等の確認

■参考資料<データ添付>

参考資料①…教科の目標、各学年の目標及び内容の系統表(小学校学習指導要領解説図画工作編から抜粋)

参考資料②…指導計画の作成と内容の取扱い(小学校学習指導要領解説図画工作編から抜粋)

参考資料(3)…学習指導年間指導計画表(参考例)

参考資料④…評価の観点及びその趣旨(小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の 学習評価及び指導要録の改善等について(通知)別紙4から抜粋)

参考資料(5)…学習指導案(参考例)

各種資料の紹介

小学校 学習指導要領 (平成 29 年告示) 平成 29 年 3 月告示 https://www.mext.go.jp/content/1413522_001.pdf

小学校 学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 平成29年7月

https://www.mext.go.jp/component/a menu/education/micro detail/ icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017 001.pdf

小学校 学習指導要領 (平成29年告示) 解説 図画工作編 平成29年7月

https://www.mext.go.jp/component/a menu/education/micro detail/ icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017 008.pdf

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申) 平成 28 年 12 月 21 日

 $https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf$

児童生徒の学習評価の在り方について(報告) 平成31年1月21日

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2019/04/17/1415602_1_1_1.pdf

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知) 平成31年3月29日

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm

学習評価の在り方ハンドブック 小・中学校編 令和元年6月

https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/gakushuhyouka_R010613-01.pdf

「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 小学校 図画工作 令和2年3月 https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/hyouka/r020326 pri zugak.pdf

■学習指導要領等の確認

●「学習指導要領」は読みましたか?

「学習指導要領」の内容は、一読して全てを理解できるものではありませんが、小学校においては全ての 教科等の内容について把握しておくことが大切です。繰り返し読み込むことで理解が進み、身に付いていく ものとして捉えましょう。その都度確認しながら学習指導を進めることで、「学習指導要領」の趣旨の実現 を目指しましょう。

-参考・学習指導要領について-

「学習指導要領」は全国どこの学校でも一定の水準が保てるように、文部科学省が定めている教育課程の基準です。学校は、社会と切り離された存在ではなく、社会の中にあります。国際化や急速な情報化、技術革新など、社会の変化を見据えて、児童たちがこれから生きていくために必要な資質や能力について見直しが行われ、およそ 10 年に 1 度改訂されています。

平成29年に告示された「学習指導要領」は、引き続きこれまで大切にされてきた「生きる力」の育成を目標とし、新しい時代を生きる児童たちに必要な力が三つの柱で整理されています。

内容は、前文に始まり、「総則」、「各教科」、「特別の教科 道徳」、「外国語活動」、「総合的な学習の時間」、「特別活動」で構成されており、その他に「教育基本法」や、「中学校学習指導要領」、「幼稚園教育要領」等も掲載されています。



_				J F	1 1H	導要	PX		2	
9	前	文]	5
	第1	章	総		則 …]	7
0	第2	章	各	教	科 …			 	 2	8
	•	第	1節	国	語			 	 2	8
		第	2節	社	会			 	 4	6
	•	第	3節	算	数			 	 6	4
		第	4節	理	科			 	 9	4
		第	5節	生	活			 	 11	2
	•	第	6節	音	楽			 	 11	6
		第	7節	図回	町工作			 	 12	20
		第	8節	家	庭			 	 13	6
	•	第	9節	体	育			 	 14	2
	•	第	10節	外	国語			 	 15	6
0	第3	章	特別	別の非	效科	道徳·		 	 16	5
•	第4	章	外	国語流	舌動 …			 	 17	3
0	第5	章	総	合的な	は学習	の時間		 	 17	2
0	第6	辛	焅	別活	動			 	 19	3

出典:文部科学省ホームページ (https://www.mext.go.jp/)

●「学習指導要領 解説」は読みましたか?

「学習指導要領」においては、教育全般にわたる配慮事項や授業時数の取扱いなどを「総則」で定めるとともに、各教科等のそれぞれについて、目標、内容、内容の取扱いを大まかに規定しており、詳細な内容については触れられていません。そのため、実際の運用を各学校が創意工夫したり、一人一人の先生が手腕を発揮したりすることができます。しかし、抽象的な記述ばかりでは、その趣旨が理解しにくくなり、学校によって解釈に相違が出てくることも考えられます。そこで、文部科学省が「学習指導要領」の意味や解釈など詳細に説明するために発行しているのが、各教科等の「学習指導要領 解説」です。具体的な内容や事例が示されていますので、確認しましょう。

●「学習指導要領 解説 図画工作編」は読みましたか?

図画工作の「学習指導要領」及び「解説」においては、必ず行わなければならない題材が示されているわけではありません。そのため、学習指導計画や題材設定は、各学校で児童の実態や学校・地域の状況に合わせて行うことが必要になります。「解説」では「学習指導要領」の記述内容についての解釈や具体例が示されていますので、図画工作の学習指導を進める上での参考にしましょう。

-参考・学習指導要領解説 図画工作編について-参考資料(1)(2)

図画工作の「解説」には、「学習指導要領」の内容が「教科の目標、各学年の目標及び内容の系統表」及び「指導計画の作成と内容の取扱い」としてまとめられています(「解説」P.146~P.148)。一目見て分かりやすく整理されているので、手元に置いて活用することができます。





参考資料(1)

参考資料②

●「学習指導要領」に基づいた学習指導計画が作成されていますか?

→■学習指導計画等の確認へ…

■学習指導計画等の確認

●自校の学習指導計画が確認できますか?

当面の授業で取り扱う題材があれば、なんとか学習を進めることができるかもしれません。しかし、全体の計画がなければ、児童の資質・能力の育成も不透明なものになります。毎年度、新たな計画を作成することは実際的ではありません。これまでに学校で蓄積されたものを活用し、当該児童の学びに資する計画となっているか、確認しましょう。

●学習指導計画又は学習指導案にはどのような内容が記載されていますか?

図画工作では特に事前の準備や事後の処理も含めた計画が必要となります。学習指導計画や学習指導案について、形式は簡略なものでかまいませんので、教員間で共有できる内容が記載され、継続して活用できるものであるか点検しましょう。小学校の題材名は児童の興味関心をひきつける魅力的な題材名が付けられることも多くありますが、それらを列挙してあるだけでは有効な計画としては捉えにくいものになります。

題材名と合わせて、必要な情報をどれだけ、どのように残していくかを学校全体で検討し、活用していく体制を形成することが大切です。

- ●学習指導要領の趣旨に基づいた計画になっていますか?
- □各学年における授業時数については定められた標準時数が確保されていますか?

学校教育法施行規則第51条における別表第一に示された図画工作の授業時数を確認しましょう。

区 分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の授業時数図画	画工作 68	70	60	60	50	50

□各学年の全ての内容が確実に実施されていますか?

図画工作の内容には、「A 表現」及び「B 鑑賞」があります。指導においては相互の関係を図るようにし、指導の効果を高める必要がある場合には、児童や学校の実態に応じて「B 鑑賞」の指導について独立して行うことができます。

また、「A表現」には「造形遊びをする活動」と「絵や立体、工作に表す活動」があります。全ての内容を適正に配列した計画を立てましょう。

□2 学年間を見通して指導する計画となっていますか?

図画工作は、学年の内容が2学年まとめて示されています。学習指導要領においても、「第1学年及び 第2学年」、「第3学年及び第4学年」、「第5学年及び第6学年」と示されています。

□発達の段階に応じて取り扱う材料や用具について考慮されていますか?

表のように各学年における材料や用具についての取扱いが示されていますが、必要に応じて当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で繰り返し取り上げたりします。

学 年	材料・用具について
第1学年及び第2学年	土、粘土、木、紙、クレヨン、パス、はさみ、のり、簡単な小刀類など身近で扱い
第1子年及び第2子年	やすいものを用いること。
第1岁年及び第1岁年	木切れ、板材、釘、水彩絵の具、小刀、使いやすいのこぎり、金づちなどを用いる
第3学年及び第4学年	こと。
第5学年及び第6学年	針金、糸のこぎりなどを用いること。

-参考・年間指導計画について-参考資料③(抜粋)

90 I -	F# 🗵	画工作 年間指導計画 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■			指導教員		
		-	\# T	A Z	₹現 Т		B鑑!
			造		.	_	Arre
時期	時間数	題材名	形	絵	立	工	鑑
			遊		体	作	賞
			び				
4月	4	「かきたいものなあに(上)」(四つ切り画用紙、クレヨン)		3			
	2	「ちょきちょきかざり(上)」(折り紙、はさみ)				1.5	
5月	4	「ねんどとなかよし(上)」(粘土)	3.5				(
		※教室内にビニールシートを敷いて活動する。					
	4	「はこでつくったよ(上)」(箱、はさみ、のり、セロハンテープ)			3.5		(
6月	6	「おはなしからうまれたよ(上)」		5			
		(四つ切り色画用紙、折り紙、クレヨン、ペン、はさみ、のり)					
		※クレヨン、ペンによる描画と折り紙による貼り絵の併用。					
	1	「いろんなかおのほとけさま」(仏像図版)					
	6	「じぶんだけのたからばこ」(箱、接着剤、セロハンテープ)				5	
7月		※身の回りの様々な素材を利用した宝箱の制作。					
	6	「みんなでなにする?」		5			
		(厚紙、はさみ、のり、鳥の子紙、インク、ローラー、ばれん)					
		※共同して版で表す活動。					
\searrow	<	h	$\sim \sim$	\sim	\sim	\sim	\sim
$ oldsymbol{} ol$	\sim	/^^~~	$\sim \sim$	$\sim \sim$	$\sim \sim$	$\sim \sim$	\sim

この例のように、「A表現」は領域を明確にすることで、題材の配列を計画的に行うことができます。「A表現」と「B鑑賞」の相互の関係を図るように一つの題材の中に必ず鑑賞の時間を取り入れています。合計時間は学年の標準時数で計画しています。

■学習内容等の確認

●学習指導要領に示されている内容について意識していますか?

「A表現」について

□工作に表すことの内容に配当する授業時数が、	絵や立体に表すことの内容に配当する授業時数とおよそ等	Ì
しくなるように計画されていますか?		

- □共同してつくりだす活動を、適宜取り上げるようにしていますか?
- □児童や学校の実態に応じて、児童が工夫して楽しめる程度の版に表す経験や焼成する経験ができるように していますか?

「B 鑑賞 | について

- □児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりしていますか?
- ●〔共通事項〕を踏まえた学習指導計画になっていますか?
- □「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて十分な〔共通事項〕の指導が行われるように工夫をしていますか?
- □「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、児童が〔共通事項〕のアとイとの関わりに気付くようにしていますか?
- □〔共通事項〕のアの指導に当たって、各学年の配慮事項を確認していますか?

学 年	配慮事項
第1学年及び第2学年	いろいろな形や色、触った感じなどを捉えること。
第3学年及び第4学年	形の感じ、色の感じ、それらの組合せによる感じ、色の明るさなどを捉えること。
第5学年及び第6学年	動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさなどを捉えること。

※必要に応じて、その後の学年で繰り返し取り上げること。

-参考・〔共通事項〕について-

□創造性を大切にする態度について

〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の活動の中で、共通に必要となる資質・能力です。

〔共通事項〕の内容は、自分の感覚や行為を通して、形や色などの造形的な特徴を理解する「知識」の育成に関するものと、様々な対象や事象について自分なりのイメージをもつ「思考力、判断力、表現力等」の育成に関するものです。〔共通事項〕の"共通"とは、「A表現」及び「B鑑賞」の2領域及びその項目、事項の全てに共通するという意味です。「A表現」及び「B鑑賞」の指導においては、〔共通事項〕がどのような場面にも含まれている事項として捉え、指導や評価を具体化する必要があります。

	ア「知識」	イ「思考力、判断力、表現力等」
第1学年及び第2学年	自分の感覚や行為を通して、形や色など	形や色などを基に、自分のイメージをも
第1子平及び第2子平	に気付くこと。	つこと。
第3学年及び第4学年	自分の感覚や行為を通して、形や色など	形や色などの感じを基に、自分のイメー
第3子平及び第4子平	の感じが分かること。	ジをもつこと。
笠 5 分左 75 75 75 76 76 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	自分の感覚や行為を通して、形や色など	形や色などの造形的な特徴を基に、自分
第5学年及び第6学年	の造形的な特徴を理解すること。	のイメージをもつこと。

•	●その他、配慮事項について確認しましたか?
	□主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について
	□作品などの特質を踏まえた「B鑑賞」の指導について
	□低学年における他教科等や幼児教育との関連について
	□障害のある児童などへの配慮について
	□道徳科などとの関連について
	□児童の個性を生かした内容の取扱いについて
	□児童の思いを大切にした指導について
	□互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにする指導について
	□言語活動の充実について

■学習評価等の確認

●教育目標と観点別学習状況の観点について知っていますか?

平成 29 年改訂の学習指導要領において、知・徳・体にわたる「生きる力」を児童に育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容が三つの柱で整理されました。

教育目標・内容の整理	評価の観点			
知識及び技能 何を理解しているか、何ができるか	知識・技能			
思考力、判断力、表現力等「理解していること・できることをどう使うか	思考・判断・表現			
学びに向かう力、人間性等」どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか	主体的に学習に取り組む態度			

学校教育法第30条第2項

(略)生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

●図画工作における内容と評価の観点の関係について知っていますか?

図画工作科の目標や内容から整理すると表のようになります。

知塾、社能	知	識	〔共通事項〕(1)ア
知識・技能	技	能	「A 表現」(2)ア・イ、〔共通事項〕(1)イ
思考・判断・表現			「A 表現」(1)ア・イ、「B 鑑賞」(1)ア
主体的に学習に取り組む態度			各学年目標(3)「学びに向かう力、人間性等」

●どのように評価規準を作成していますか?

「学習指導要領」に示された教科及び学年の目標を踏まえて、「評価の観点及び趣旨」が作成されていることを理解した上で、評価規準を作成します。「評価の観点及び趣旨」については、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)平成 31 年 3 月 29 日 | の別紙 4 において示されています(参考資料(4))。

詳細については、文部科学省国立教育政策研究所教育課程研究センターが発行している「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 小学校 図画工作 令和2年3月」に評価の事例等が掲載されていますので参考にしてください。

具体的には、「評価の観点及び趣旨」を基に、題材に即して具体的に評価規準を作成することが考えられます。

●学習指導計画や学習指導案はどのように作成していますか?

学習指導計画や学習指導案はその目的によって形式や内容には様々なものが考えられます。先にも触れましたが、学校内で共有でき、継続して活用できるものであるかということを考えながら、本来の目的である指導と評価について客観的に分かりやすいものであるか、計画・実行・評価・改善の PCDA サイクルを意識したものであるかなど、実際の利用場面を想定しながら、作成について全体で検討しましょう。くれぐれも、指導計画や指導案の作成が目的にならないようにしてください。

-参考・学習指導案(参考例)について-参考資料④⑤

ある程度共通した形式があることで、教員相互の連携が円滑に進むことが考えられます。参考までに、必要と思われる項目について示しています。参考資料⑤は校内用として作成したものです。参考資料④とともに確認してください。

○学年
 ○題材の評価規準
 ○題材名・内容のまとまり
 ○準備物
 ○題材について
 ○指導と評価の計画
 ○題材の目標
 ※参考資料には本時案も記載しています。



□指導內容·■評価方法【評価材料】 I II III ○学習内容・●学習のねらい ○題材について理解する。 □題材について全体の計画を伝える。 □道具の使用方法と安全面に ●道具を適切に扱う。 を十分に行い、常に児童が意識できるように 黒板に掛け図を掲示しておく。 □木から見付けた造形的な特徴を基に、自分 がら、表したいことを見付け、どのように表しの表したいものを見付ける事を伝える。 いものを見付ける。 □必要に応じて作品例を提示する。 ■木材を重ねたり並べたりしながら、組み合わせによる形の感じに着目している様子を 評価する。【活動・対話・作品】 ■自分の表したいことを見付け、どのように 表すか工夫している様子を評価する。【観察・ 対話・作品・記述】 ○木を切断したり、金づちと釘、接着剤等を □思いのこもった作品や、工夫の見られる作品で 用いて接合したりし、表したいことに合わせ 品を取り上げ、活動を促進する。 ■適切に道具を扱う事ができている、表したいことに合わせて工夫して表す事ができて て表し方を工夫する。 ●自分の表したいものを工夫して表す。 いるか評価する。【観察・作品】 ■自分のイメージをもちながら、自分の表し といことに合わせて考えながら表している 様子を評価する。【観察・対話・作品】 ○自分たちの作品を見て、感じ取ったり考え □友人の作品のよさや面白さを自分の作品 たりしたことを友人と話し合いながら、自分と比較するなどして、造形的な特徴と発想や の見方や考え方を深める。 構想の観点から、見方を広げる方法を示す ●友達の作品のよさや面白さに気付くとと ■木の形や組合せによる感じ等を基に、自分 もに、自分の作品を大切にする気持ちをも、のイメージをもちながら、見方・考え方を広 げている様子を評価する。【観察・対話・記 ■活動全体を通して、主体的に知識・技能、 し、最後に評価する。【観察・対話・記述】 ・教科書では工作として扱っているが、道具の基本的な習得に重点を置くため本題材では立体として扱う。 作品は学校のガラス棚に陳列し、事後も鑑賞できるようにし、他学年・保護者にも紹介する

■教科書・教材等の確認

●教科書の有効な活用ができていますか?

□教科書を用いた授業を行っていますか?

教科書には「使用しなければならない」という使用義務があります。このことに関しては「学校教育法」にも示されていますが、図画工作の場合も同様に教科書を使った授業を行う必要があります。教科書の無償給与の趣旨を踏まえ有効な教科書の活用を心がけましょう。

-参考・教科書の使用義務について-

学校教育法第三十四条

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科 用図書を使用しなければならない。

□教科書の検定等について知っていますか?

小学校の図画工作で使用される教科書は、文部科学省が検定を実施したもので、現在二つの発行者が 作成したものが採用されています(開隆堂出版・日本文教出版)。教科書は発行者ごとに特色がありま すが、教科書検定を行う際の審査の観点には、「学習指導要領」への準拠性や児童の発達段階への適応 性、教材の客観性・公正性・中立性、内容の正確性があります。公立学校で使用する教科書の採択の権 限についてはその学校を設置する教育委員会にあります。

□教科書の構造等について知っていますか?

教科書は「学習指導要領」に準拠したものになっていますので、その内容が反映されています。具体的には、育成する資質・能力の三つの柱が明確に示されている、造形遊びに関する活動、絵や立体、工作に関する活動、鑑賞のそれぞれの内容が網羅されている、材料や用具に関する説明があることなどが挙げられます。どちらの発行者の教科書も、それぞれに工夫を凝らした構造になっていることが分かります。取り扱う図版は異なりますが、児童の活動の様子や作品、作家等の作品等数多くの画像が掲載されていて、視覚的に興味をひくものになっています。

●発達段階に応じて、適切な材料や用具の指導を行っていますか?

「学習指導計画等の確認」でも触れましたが、「学習指導要領」では各学年において取り扱う材料や用具が示されています。教科書にも、それらの扱いについて取り上げて説明されています。図画工作を中心に、他教科等と関連を図り、計画的に安全で適切な材料や用具の扱い方について指導を行うことが求められます。児童が様々な学習場面で材料や用具を扱う機会を通して、十分に慣れ親しむことができるようにすることが大切です。

-参考・文部科学省「図画工作科で扱う材料や用具」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zukou/index.htm





出典: 文部科学省ホームページ

●情報機器はどのように扱っていますか?

コンピュータ、カメラなどの情報機器については、表現や鑑賞の活動で使う用具の一つとして扱うとともに、必要性を十分に検討して利用することとされています。実際にものに触れたり見たりすることが、図画工作の資質・能力の育成において重要であることも踏まえ、学習のねらいに応じて利用することが大切です。 一人一台の端末整備が進む中で、図画工作においてどのように利用すれば効果的か考えていきましょう。

●安全への配慮は十分にできていますか?

造形活動で使用する材料や用具、活動場所については、安全な扱い方について指導する、事前に点検するなどして、事故防止に留意するものとされています。安全な扱い方とは、実際に使う際の使い方だけでなく、 片付けや管理方法も含まれます。活動場所については、事前の調査や、安全・衛生面の確認が必要です。常に危機意識をもち、安全管理に努める必要があります。